

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(2)(1)以外の非住宅部分の場合

ア モデル建物法による場合		単位 (円)
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		110,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		145,700
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		235,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		309,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		371,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		435,000
イ 標準入力法等による場合		単位 (円)
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		284,400
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		367,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		523,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		646,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		763,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		871,000